

# 障がい福祉サービス事業 指導調書

生活介護

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

## 調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
18 厚令 19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
18 厚令 174	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価
18 厚告 543	厚生労働大臣が定める基準
18 厚告 545	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
18 厚告 550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合
18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準
18 厚告 556	厚生労働大臣が定める者
24 厚告 268	厚生労働大臣が定める送迎

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2か所止め）してください。

第1 基本方針（法第43条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第1 基本方針	（1）指定生活介護事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。	平18厚令171第3条第1項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（2）指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。	平18厚令171第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（3）指定生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平18厚令171第3条第3項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（4）指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。	平18厚令171第77条 平18厚令19第2条の4	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第43条第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 指定生活介護事業所の従業者の員数	指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	平18厚令171第78条第1項		適・否・非該当	
（1）医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	平18厚令171第78条第1項第1号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
（2）看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、	① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障がい支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。 ア 平均障がい支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上	平18厚令171第78条第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
理学療法士 又は作業療 法士及び生 活支援員	イ 平均障がい支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 ウ 平均障がい支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上		が分かる書類（実績表等）		
	② 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ロ		適・否・非該当	
	③ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ハ 平 18 厚令 171 第 78 条第 4 項		適・否・非該当	
	④ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ニ 平 18 厚令 171 第 78 条第 6 項		適・否・非該当	
(3) サービス管理責任者	指定生活介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が60以下 1以上 ② 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 3 号 平 18 厚令 171 第 78 条第 7 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
(4) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 2 項	利用者数（平均利用人数） が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
(5) 職務の専従	指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	平 18 厚令 171 第 78 条第 5 項	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）	適・否・非該当	
(6) 管理者	指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	平 18 厚令 171 第 80 条 準用（第 51 条）	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
(7) 従たる事業所を設置する場合の特例	指定生活介護事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 79 条	従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）	適・否・非該当	
(経過措置)	指定特定身体障がい者授産施設又は指定知的障がい者更生施設若しくは指定特定知的障がい者授産施設が、指定生活介護の事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号（指定障がい福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障がい福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 附 則第 23 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和 2 年 7 月 17 日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					

### 第 3 設備に関する基準（法第 43 条第 2 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 設備	① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 ただし、相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。	平 18 厚令 171 第 81 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 81 条第 3 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	② これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	平 18 厚令 171 第 81 条第 4 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 1 号イ、ロ	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 2 号	【目視】	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
(3) 洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項第 3 号	【目視】	適・否・非該当	
(4) 便所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項第 4 号	【目視】	適・否・非該当	
(経過措置)	法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障がい者授産施設、旧精神障がい者福祉ホーム（法施行令附則第 8 条の 2 に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障がい者更生施設、指定特定知的障がい者授産施設若しくは指定知的障がい者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障がい福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	平 18 厚令 171 附則第 22 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

#### 第 4 運営に関する基準（法第 43 条第 2 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定生活介護事業者は、支給決定障がい者が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 9 条第 1 項）	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印）	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 9 条第 2 項）	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印） その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 契約支給量の報告等	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障がい者の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 10 条第 1 項）	受給者証の写し	適・否・非該当	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者の支給量を超えていないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 10 条第 2 項）	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 10 条 第 3 項)	契約内容報告書	適・否・非該当	
	(4) 指定生活介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から(3)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 10 条 第 4 項)	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
3 提供拒否の禁止	指定生活介護事業者は、正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 11 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 連絡調整に対する協力	指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 12 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 サービス提供困難時の対応	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 13 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 受給資格の確認	指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 14 条)	受給者証の写し	適・否・非該当	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 15 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 15 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 心身の状況等の把握	指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 16 条)	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
9 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 17 条 第 1 項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 17 条 第 2 項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
10 サービスの提供の記録	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を指定生活介護の提供の都度、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 19 条 第 1 項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障がい者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 19 条 第 2 項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
11 指定生活介護事業者が支給決定障がい者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決定障がい者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 20 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障がい者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 20 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
12 利用者負担額等の受領	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 82 条 第 1 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定生活介護に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 82 条 第 2 項	請求書 領収書	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(3) 指定生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障がい者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けているか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる)</p> <p>イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</p> <p>ロ 事業所等に通う者等のうち、法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障がい者及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障がい者にあつては、その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障がい者にあつては、16万円未満)であるもの又は第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>② 創作的活動にかかる材料費</p> <p>③ 日用品費</p> <p>④ ①から③のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>平18厚令171 第82条第3項 平18厚令171 第82条第4項 平18厚告545 二のイ 平18政令10 第17条 第1~4号</p>	<p>請求書 領収書</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(4) 指定生活介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しているか。</p>	<p>平18厚令171 第82条第5項</p>	<p>領収書</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>(5) 指定生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得ているか。</p>	<p>平18厚令171 第82条第6項</p>	<p>重要事項説明書</p>	<p>適・否・非該当</p>	
<p>13 利用者負担額に係る管理</p>	<p>指定生活介護事業者は、支給決定障がい者の依頼を受けて、当該支給決定障がい者が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障がい福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平18厚令171 第93条 準用(第22条)</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
14 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者に対し、当該支給決定障がい者に係る介護給付費の額を通知しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 23 条 第 1 項)	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者に対して交付しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 23 条 第 2 項)	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
15 指定生活介護の取扱方針	(1) 指定生活介護事業者は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 57 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 57 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 57 条 第 3 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
16 生活介護計画の作成等	(1) 指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 1 項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 2 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 3 項)	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況 が分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。	第4項)			
	(5) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。	平18厚令171第93条準用(第58条第5項)	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	R3報酬改定に伴いR3.4.1よりテレビ電話装置等の活用可
	(6) サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平18厚令171第93条準用(第58条第6項)	個別支援計画(利用者または家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	(7) サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付しているか。	平18厚令171第93条準用(第58条第7項)	利用者に交付した記録 個別支援計画(利用者または家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	(8) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。	平18厚令171第93条準用(第58条第8項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平18厚令171第93条準用(第58条第9項)	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	
	(10) 生活介護計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171第93条準用(第58条第10項)	(2)から(7)に掲げる確認資料	適・否・非該当	
17 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立	平18厚令171第93条準用(第59条)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録 他の従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。				
18 相談及び援助	指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 60 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
19 介護	（１）介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	（２）指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 2 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	（３）指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 3 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	（４）指定生活介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 4 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	（５）指定生活介護事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させているか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 5 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	（６）指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	平 18 厚令 171 第 83 条第 6 項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
20 生産活動	（１）指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（２）指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（３）指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 84 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
21 工賃の支払	指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	平 18 厚令 171 第 85 条	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に関する会計書類（出納簿等）	適・否・非該当	
22 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	平 18 厚令 171 第 85 条の 2 第 1 項	相談等の支援の継続をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	平 18 厚令 171 第 85 条の 2 第 2 項	就労定着支援事業者との連絡調整をしたことが分かる書類	適・否・非該当	
23 食事	(1) 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
24 緊急時等の対応	従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 28 条）	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
25 健康管理	指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 87 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
26 支給決定障がい者	指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知	平 18 厚令 171 第 88 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
に関する市町村への通知	しているか。 ① 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。				
27 管理者の責務	(1) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 66 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業所の管理者は、当該生活介護事業所の従業者に指定障がい福祉サービス基準第 4 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 66 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
28 運営規程	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定生活介護の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ その他運営に関する重要事項	平 18 厚令 171 第 89 条	運営規程	適・否・非該当	
29 勤務体制の確保等	(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるよう、指定生活介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条 第 1 項)	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限り	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条)	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	でない。	第2項)			
	(3) 指定生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平18厚令171第93条準用(第68条第3項)	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	(4) 指定生活介護事業者は、適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平18厚令171第93条準用(第68条第4項)	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
30 業務継続計画の策定等	(1) 指定生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】	平18厚令171第93条準用(第33条の2)	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】		研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】		業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類	適・否・非該当	
31 定員の遵守	指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	平18厚令171第93条準用(第69条)	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
32 非常災害対策	(1) 指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平18厚令171第93条準用(第70条第1項)	非常災害対策計画 消防計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平18厚令171第93条準用(第70条第2項)	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	
	(3) 指定生活介護事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地	平18厚令171	地域住民が訓練に参加し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	第 93 条 準用（第 70 条 第 3 項）	ていることが分かる書類		
	【浸水想定区域および土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】 （４）避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。 また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画 避難訓練の記録	適・否・非該当	
33 衛生管理 等	（１）指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平 18 厚令 171 第 90 条第 1 項	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	（２）指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。※委員会：3月に1回以上 ② 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定生活介護事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年2回以上 ※訓練：年2回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】	平 18 厚令 171 第 90 条第 2 項	衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のため の指針 研修及び訓練を実施した ことが分かる書類	適・否・非該当	
34 協力医療機関	指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平 18 厚令 171 第 91 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
35 掲示	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定生活介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 18 厚令 171 第 92 条第 1 項、 第 2 項	事業所の掲示物又は備え 付け閲覧物	適・否・非該当	
36 身体拘束等の禁止	（１）指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 35 条の 2 第 1 項）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類		



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 35 条の 2 第 2 項)	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)		
	(3) 指定生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ※委員会 : 年 1 回以上 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。 ※研修 : 年 1 回以上 ※令和 5 年 4 月 1 日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 35 条の 2 第 3 項)	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類		
37 秘密保持等	(1) 指定生活介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 1 項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 2 項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書 (就業規則等)	適・否・非該当	
	(3) 指定生活介護事業者は、他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 3 項)	個人情報同意書	適・否・非該当	
38 情報の提供等	(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 37 条 第 1 項)	情報提供を行ったことが分かる書類 (パンフレット等)	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 37 条 第 2 項)	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
39 利益供与等の禁止	(1) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 38 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 38 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
40 苦情解決	(1) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 1 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 2 項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 3 項)	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(4) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 4 項)	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(5) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 5 項)	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(6) 指定生活介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 6 項)	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(7) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 7 項)	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類	適・否・非該当	
41 事故発生時の対応	(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 1 項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 2 項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 3 項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
42 虐待の防止	指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※年 1 回以上 ② 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。※年 1 回以上 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 2 項)	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類	適・否・非該当	
43 会計の区分	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 41 条)	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
44 地域との連携等	指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 74 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
45 記録の整備	(1) 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 75 条 第 1 項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	(2) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から 5 年間保存しているか。 ① 生活介護計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障がい者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 75 条 第 2 項)	左記①から⑥までの書類	適・否・非該当	
46 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条 第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条 第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第5 共生型障害福祉サービスに関する基準

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準	共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者に関して次の基準を満たしているか。 （１）指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（指定児童発達支援事業所等）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（指定児童発達支援等）を受ける障がい児の数を指定児童発達支援等を受ける障がい児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上になっているか。	平 18 厚令 171 第 93 条の 2	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（２）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
2 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）に関して次の基準を満たしているか。 （１）指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であるか。	平 18 厚令 171 第 93 条の 3	平面図 【目視】 利用者数が分かる書類	適・否・非該当	
	（２）指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるか。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（３）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄								
3 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）が当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>（１）指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下となっているか。</p>	平18厚令171第93条の4	<p>運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）</p>	適・否・非該当									
	<p>（２）指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲になっているか。</p> <table border="1" data-bbox="315 1013 656 1165"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）</p>	適・否・非該当	
	登録定員		利用定員										
	26人又は27人		16人										
28人	17人												
29人	18人												
<p>（３）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。</p>	<p>平面図 【目視】</p>	適・否・非該当											
<p>（４）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）</p>	適・否・非該当											

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 準用	(第1の(4)、第2の(7)及び第4を準用)	平18厚令171 第93条の5準用	同準用項目と同一文書	適・否・非該当	
5 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平18厚令171 第224条第1項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができるか。	平18厚令171 第224条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

#### 第6 多機能型に関する特例

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 利用定員に関する特例	(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く) 6人以上 ② 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。 ③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上	平18厚令174 第89条第1項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
	(2) (1)にかかわらず、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じ	平18厚令174 第89条第2項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	て5人以上とすることができる。 (3) 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障がい児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障がい児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	平18厚令174 第89条第3項	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
2 従業者の員数等に関する特例	(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(2)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平18厚令171 第215条第1項 平18厚令174 第90条第1項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
	(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平18厚令171 第215条第2項 平18厚令174 第90条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平18厚令171 第216条 平18厚令174 第91条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
4 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平18厚令171 第224条第1項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の	平18厚令171 第224条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。				

第7 変更の届出等（法第46条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	（1）指定生活介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）指定生活介護事業者は、当該指定生活介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第8 介護給付費の算定及び取扱い（法第29条第3項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄									
1 基本事項	（1）指定生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第6により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 （ただし、その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した費用の額となっているか。）	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当										
	（2）（1）の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523の二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当										
	【多機能型事業所の場合】  「サービスの組み合わせ」および「従業員の因数に関する特例の有無」に応じた、定員規模別単価を算定しているか <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">サービスの組み合わせ</th> <th colspan="2">従業員の員数に関する特例</th> </tr> <tr> <th>適用あり</th> <th>適用なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「者」＋「者」</td> <td>「合計定員」の報酬を算定</td> <td>「合計定員」の報酬を算定</td> </tr> <tr> <td>「児」＋「者」</td> <td>「合計定員」の報酬を算定</td> <td>「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例		適用あり	適用なし	「者」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「合計定員」の報酬を算定	「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定		適・否・非該当
サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例													
	適用あり	適用なし												
「者」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「合計定員」の報酬を算定												
「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定												

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄																				
	<p>(貴事業所の多機能型サービスの内容を記入してください)</p> <table border="1" data-bbox="253 172 1624 363"> <thead> <tr> <th data-bbox="253 172 651 209">サービス名</th> <th data-bbox="651 172 857 209">定員数</th> <th data-bbox="857 172 1193 209">サビ管名および児発管名</th> <th data-bbox="1193 172 1624 209">請求時の定員規模別単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	サービス名	定員数	サビ管名および児発管名	請求時の定員規模別単価																				
サービス名	定員数	サビ管名および児発管名	請求時の定員規模別単価																						
2 生活介護サービス費	<p>(1) 生活介護サービス費については、次の①から⑤までのいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護を行った場合に、利用定員及び障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p> <p>① 施設入所者のうち、区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上に該当するもの</p> <p>② 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては区分2)以上に該当するもの</p> <p>③ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち、施設入所者であつて、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの</p> <p>④ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者のうち、施設入所者以外の者であつて、区分2(50歳以上の者にあつては区分1)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの</p> <p>⑤ 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者であつて、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの</p>	平18厚告523別表第6の1の注1 平18厚告556の二 平18厚告556の三 平18厚告556の四	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	R3報酬改定に伴い、R3.4.1より単価見直し																				
	<p>(1-2) 共生型生活介護サービス費(I)については、指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第6の1の注1の2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																					
	<p>(1-3) 共生型生活介護サービス費(II)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第6の1の注1の3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当																					

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(2) 共生型生活介護サービス費については、次の①及び②のいずれも満たすものとして市長に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき58単位を加算しているか。</p> <p>① サービス管理責任者を1名以上配置していること。</p> <p>② 地域に貢献する活動を行っていること。</p>	平18厚告523 別表第6の1 の注8の3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 利用者が生活介護以外の障がい福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。	平18厚告523 別表第6の1 の注9	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
3 減算	生活介護サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平18厚告523 別表第6の1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(1) 定員超過	<p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>(I) 利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。(II)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。(II)及びイにおいて同じ。)に150%を乗じて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。</p>	平18厚告523 別表第6の1 の注5(1) 平18厚告550 の二のイ、ロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(II) 利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に75を加えて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。</p>		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を越える場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。 (ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を越える場合に減算)</p>		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(2) 多機能型定員超過	ウ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、前述のア及びイを適用し定員超過利用となった場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
(3) 人員 欠如	<p><b>(共生型生活介護事業所を除く)</b>            エ 指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準（人員欠如）に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。            (一) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70            (二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50</p>	平18厚告523 別表第6の1 の注5(1) 平18厚告550 の二のイ、ロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p><b>(共生型生活介護事業所を除く)</b>            オ 指定生活介護事業所等に置くべきサービス管理責任者の員数が、厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準（人員欠如）に該当する場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。            (一) 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70            (二) 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50</p>		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(4) 個別 支援計画未 作成	<p><b>(共生型生活介護事業所を除く)</b>            カ 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画等が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。            (一) 作成されていない期間が3月未満の場合、所定単位数の100分の70            (二) 作成されていない期間が3月以上の場合、所定単位数の100分の50</p>	平18厚告523 別表第6の1 の注5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(5) 開所 時間減算	<p>キ 当該指定生活介護事業所または共生型生活介護事業所の運営規程に定める営業時間の時間数が、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70を乗じて得た数を算定しているか。</p>	平18厚告523 別表第6の1 の注6	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(6) 短時間 利用による 減算	<p>ク 前3月における指定生活介護事業所または共生型生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所または共生型生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所または共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所または共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。</p>	平18厚告523 別表第6の1 の注5	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
(7) 大規模事業所の基本報酬	ケ 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護、指定障がい者支援施設が行う生活介護に係る指定障がい福祉サービスを行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第6の1の注7	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(8) 医師未配置減算	(共生型生活介護事業所を除く) コ 医師が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算しているか。	平18厚告523別表第6の1の注8	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
(9) 身体拘束廃止未実施減算	サ 第4の36に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。ただし、第4の36の(3)に該当する場合であっても、令和5年3月31日までの間は減算しない。	平18厚告523別表第6の1の注8の2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
4 人員配置体制加算	(1) 人員配置体制加算(I)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」二のロに適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護又は共生型生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障がい者支援施設が行う生活介護に係る指定障がい福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(2の(1)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。)に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設の指定生活介護等の単位の場あたっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。	平18厚告523別表第6の2の注1 平18厚告551の二のロ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 人員配置体制加算(II)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のハに適合するものとして市長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護又は共生型生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障がい者支援施設が行う生活介護に係る指定障がい福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設の	平18厚告523別表第6の2の注2 平18厚告551の二のハ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定している場合は算定していないか。</p> <p>(3)人員配置体制加算(Ⅲ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二に該当するものとして市長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。</p>				
	<p>(3)人員配置体制加算(Ⅲ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二に該当するものとして市長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。</p>	平18厚告523 別表第6の2 の注3 平18厚告551 の二の二	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
5 福祉専門職員配置等加算	<p>(1)福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定障がい福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障がい者施設基準第4条第1項若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員(生活支援員)として常勤で配置されている従業者又は指定障がい福祉サービス基準第93条の2第1号、第93条の3第1号若しくは第93条の4第1号の規定により置くべき従業者(共生型生活介護従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護等事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第6の3の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(2)福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚告523 別表第6の3の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(3)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>①生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p>	平18厚告523 別表第6の3の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	② 生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。				
6 常勤看護職員等配置加算	(1) 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)については、看護職員を常勤換算方法(指定障がい福祉サービス基準第2条第16号又は指定障がい者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。)で1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、(2)の常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)又は(3)の常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、算定していないか。	平18厚告523別表第6の3の2の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)については、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の二の別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行った場合に当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、(3)の常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、算定していないか。	平18厚告523別表第6の3の2の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(3) 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)については、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第6の3の2の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	R3報酬改定に伴い、R3.4.1より(Ⅲ)新設
	(4) 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までについては、3の(1)～(3)に該当する場合は、算定しない。	平18厚告523別表第6の3の2の注4	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
7 視覚・聴覚言語障がい者支援体制加算	視覚障がい者等(視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある者)である指定生活介護等の利用者の数(重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第6の4の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
8 初期加算	指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の5の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
9 訪問支援特別加算	指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第2の1により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（生活介護従業者）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平18厚告523 別表第6の6の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
10 欠席時対応加算	指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障がい者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第6の7の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
11 重度障がい者支援加算	（1）重度障がい者支援加算（Ⅰ）については、人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障がい者が2人以上利用しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	平18厚告523 別表第6の7の2の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	（2）重度障がい者支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障がい者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ※次の①及び②のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。 ①強度行動障がい者を有する者が1人以上利用していること。 ②指定生活介護事業所等の従業者のうち強度行動障がい支援者養成研修等（実践研修）の課程を修了した者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。	平18厚告523 別表第6の7の2の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	（3）重度障がい者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準（※1）に適合しているものとして市に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者（※2）が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（※3）に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき180単位を加	平18厚告523 別表第6の7の2の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	



主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>算しているか。</p> <p>ただし、当該厚生労働大臣が定める者（※2）1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、算定していないか。</p> <p>※1 指定障がい福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加え、強度行動障がい支援者養成研修等（基礎研修）の課程を修了した者を1以上配置していること。</p> <p>※2 強度行動障がい支援者養成研修等（基礎研修）の課程を修了した者</p> <p>※3 強度行動障がいを有する者</p>				
	<p>（4）（3）の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の7の2の注4</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	
	<p>（5）重度障害者支援加算（Ⅰ）及び重度障害者支援加算（Ⅱ）については、指定障がい者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算していないか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の7の2の注5</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	
<p>12 リハビリテーション加算</p>	<p>（1）リハビリテーション加算（Ⅰ）については、次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。</p> <p>②利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>③利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>④指定障がい者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障がい福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p>	<p>平18厚告523別表第6の8の注1</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) リハビリテーション加算(Ⅱ)については、上記(1)の①から⑤までのいずれも満たすものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、上記(1)に規定する障がい者以外の障がい者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 8 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
13 利用者負担上限額管理加算	指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障がい者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 9 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
14 食事提供体制加算	低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障がい者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 10 の注	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
15 延長支援加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のホに適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 11 の注 平 18 厚告 551 の二のホ	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
16 送迎加算	(1)【送迎加算Ⅰ】 厚生労働大臣が定める送迎(※)を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき 21 単位を加算しているか。 ※当該月において、1回の送迎につき、平均 10 人以上(ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上)の利用者が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合に限る。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 12 の注 1 平 24 厚告 268 の一	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(2)【送迎加算Ⅱ】</p> <p>厚生労働大臣が定める送迎(※)を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき10単位を加算しているか。</p> <p>※当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用し、または、週3回以上の送迎を実施している場合に限る。</p>		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(3)【共通】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める送迎(※)を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障がい者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第6の12の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(4)【共通】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める送迎(※)を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎</p>	平18厚告523別表第6の12の注3	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
17 障がい福祉サービスの体験利用支援加算	<p>(1)障がい福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及び障がい福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障がい者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障がい者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に加えて算定しているか。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>② 障がい福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p>	平18厚告523別表第6の13の注1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	<p>(2)障がい福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。</p>	平18厚告523別表第6の13の注2	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(3) 障がい福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。</p> <p>(4) 障がい福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)又は障がい福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障がい者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」6のチ(※)に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 ※運営規程において、当該指定障がい者支援施設が地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>平18厚告523別表第6の13の注3</p> <p>平18厚告523別表第6の13の注4</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p> <p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p> <p>適・否・非該当</p>	
18 就労移行支援体制加算	<p>指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の13の2の注</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	
19 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間(④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から18までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障がい者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数)</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から18までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障がい者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から18までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障がい者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)</p>	<p>平18厚告523別表第6の14の注 平18厚告543の十八(同二準用)</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	
20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。た</p>	<p>平18厚告523別表第6の15の注 平18厚告543の十九(同三準用)</p>	<p>適宜必要と認める報酬関係資料</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>だし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 2から18までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数(指定障がい者支援施設にあつては、1000分の17に相当する単位数)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数(指定障がい者支援施設にあつては、1000分の17に相当する単位数)</p>				